

## 明治期の都市火災と地域社会——地方都市秋田を事例として——

大川 啓

## はじめに

本稿の課題は、明治期の都市火災における救助・支援活動の実態を明らかにするとともに、そこで大きな役割を果たした地方名望家の動向について検討することである。具体的には、地方都市秋田とその代表的な商家である那波三郎衛門家が対象となる。

筆者は、主に秋田市と富山県高岡市周辺地域を対象に、一八九〇年代から一九一〇年代の米価騰貴時において、生活危機を一定程度緩和するような地域社会の対応がみられたことを明らかにしてきた<sup>①</sup>。また、こうした対応の財源は、主に地域の富裕者による経済的な負担だったが、それを促した複数の社会的圧力が存在していたことを論じている（「名望」家たらしめるをえない地域の富裕層）。

こうした地域の富裕者による救済については、従来の研究では、前近代の「共同性」からの連続として説明する傾向が強かった。災害史の先駆的な研究で知られる北原系子も、近代のこうした救済については「江戸時代以来の伝統的な救済行為として社会に根づいていた行為」といった位置づけにとどまっている<sup>②</sup>。筆者の研究も、一九一〇年代以前の近代社会における地域単位の救済の意義を強調したものであるが、そうした救済と近世近代移行期の歴史的・社会的文脈との関係を十分には論じてこなかった。

近年、日本の歴史学会では、歴史における「生存」への関心の高まりがみられる<sup>③</sup>。「共同性」の再検討は、その重要な論点の一つとなっている。近代における地域の富裕者の救済についても、現象面での近世からの連続性を強調するにとどまらず、それを存立させた歴史的・社会的

条件にまで分析をすすめるべきと考える。この場合、二宮宏之の次のような指摘が示唆に富む。<sup>1)</sup>

ソシアビリテ論の場合にも……よりローカルな場での結合を生得的なものとみなし、実体化する傾きを免れえなかった。「中略」それらの共同性が固定的なものではなく、日常的なプラテイクのなかで選びとられ紡がれていくものであることを強調していかねばならない。

本稿では、こうした二宮の指摘をふまえて、都市火災における救助・支援活動における地方名望家の動向を検討してみたい。

明治期の地方都市秋田における火災について、『秋田市史』第四巻近代I通史編では、代表的なものとして以下の四件をあげている。<sup>2)</sup>①一八八六(明治一九)年四月三日、南秋田郡秋田町川反より出火、三五五四戸焼失(八橋村九七戸、寺内村六一戸含む)。②一八九五年四月一五日、秋田市大工町より出火、一五〇戸焼失。③一九〇五年五月九日、秋田市大町より出火、二二一戸焼失。④同年七月二六日、市役所庁舎、民家五戸焼失。以上の四件のうち、本稿では、被害の規模が最大である①一八八六年の火災を対象とし、③一九〇五年五月の火災の事例も参照して分析をすすめたい。

## I. 一八八六年の大火と地域社会

一八八六年四月三〇日の火災は、二三時一〇分頃に川反四丁目(現大町四丁目)から出火、東南の強風に煽られて延焼し、北は保戸野愛宕町(現保戸野すわ町)、西は八橋村(現秋田市)、寺内村(同前)まで罹災した。<sup>3)</sup>また、二三時五〇分頃に中亀ノ丁上町(現南通亀の町)からも出火、北西に延焼し、横町(現大町五・六丁目)にいたって前の火災と合流している。発生から約六時間後の五月一日五時に鎮火した。この火災による死者は一六名、負傷者が二三〇名である。<sup>4)</sup>

地方都市秋田は、近世の町割では、市内中央部を流れる旭川を境に東側を武家町(内町)、西側を町人町(外町)とされていた。一八八六年の火災では、凶一のように、外町の大部分が罹災している。三三九六戸(八橋村九七戸、寺内村六一戸を含まず)をはじめ、寺社、小学校、郵便局、国立銀行、巡査派出所など多くの施設が焼失した。<sup>5)</sup>同年一月一日現在における南秋田郡秋田町の戸数は七三三八戸なので、全戸数のうちの約四六%が罹災したことになる。秋田県知事青山貞は、内務大臣宛ての報告において「殆ど全市街ヲ焼亡」、「秋田市街創始以来未曾有之大火ナリト云」としている。<sup>6)</sup>秋田町の商業地区は、外町に集中しており、そこがほぼ壊滅状態となった。

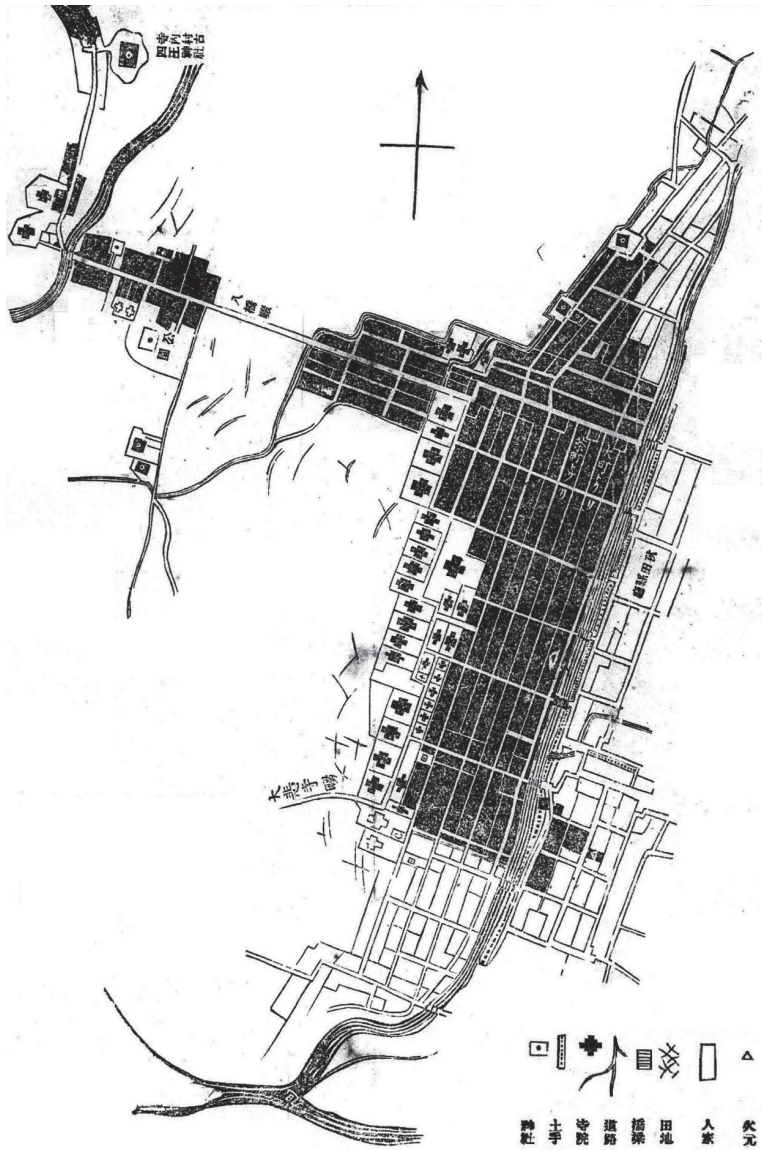
表一：1886年火災に関する日表（南秋田郡秋田町周辺地域）

月日	出来事
4月30日	23時10分頃に秋田町川反四丁目から出火、強風に煽られて延焼し、外町の大部分が罹災する大火に。 翌5月1日5時に鎮火。
5月1日	朝から、罹災者への炊出し開始。当日の受給者数は、4522人。 避難所を9カ所に設置。5月2日現在で、2018人を收容。 県行政、秋田病院において5月7日まで無料診療を実施することを告示。 県行政、監獄本署に出願すれば、無料で灰浚いをすると告示。 県行政、物価騰貴を戒める告諭を出す。 県行政、罹災者救助を南秋田郡役所の担当とする。県官吏が救助委員として補助に。 また、居住困難となった罹災者にたいして南秋田郡役所にその旨を届出るよう告示。
5月2日	県土木課、秋田町内3カ所で仮小屋3棟建設に着手。翌日3日から避難所として運用開始。
5月3日	県庁・那波三郎右衛門・河辺郡役所・監獄署・御代信成が、白米供出。同日昼までの炊出しに充てられる。
5月4日	県行政、「諸職工等」の賃金上昇は罹災者の困難につながるとして、関係者を秋田警察署に呼出して説諭。 県行政、木材の廉価での払い下げを告示。
5月5日	升屋平八ら3名、白米・薪炭の廉売を実施。銭湯の池永方、料金を値下げ。
5月6日	秋田日日新聞、地域の富裕者に罹災救助の寄付を促す論説を掲載。
5月7日	那波三郎右衛門、火防組への手当金贈与について行政からの認可を得る。
5月10日	罹災者への炊出し終了。最終日の受給者数は、1228人。 避難所廃止。退去者には、3円と白米4斗ずつ給付。一部には、退去まで5日間の猶予も。
5月14日	県行政、備荒儲蓄法に則った救助の対象外の罹災者にたいして、自活を促す論説を出す。
5月20日	質蔵を全焼した佐藤文右衛門、質主への報酬支払いを開始。
5月28日	秋田日日新聞、那波三郎右衛門が罹災窮民に白米を給与し、出入りの者には生活再建のための援助をしたことを報道。
5月29日	秋田日日新聞、備荒儲蓄法に則った救助が給付されたことを報道。受給者数は、1878戸(7889人)。 秋田日日新聞、県行政による木材払い下げ実施を報道。
6月8日	宮内省からの下賜金を給付。受給戸数は、1925戸。
6月21日	県令青山貞、罹災後の状況を中央省庁に上申。建材価格の安定と支援により、居住面での復旧が進んでいることを報告。
6月29日	南秋田郡役所、有志者からの寄付金を給付。受給者数は、1881戸。
7月4日	秋田日日新聞、商業地区の半ばは復旧と報道。

出典：『第一部庶務課事務簿』明治19年5～6月（秋田県公文書館蔵、930103-08303）。『第一部庶務課事務簿』明治19年12月（同前、930103-08304）。『秋田日日新聞』1886年5月5・6・8・12・18・28・29日、同6月9・30日、同7月4日。

図一：1886年火災の罹災地域（南秋田郡秋田町西部、八橋村、寺内村）

史苑（第七三卷第二号）



出典：「俵屋火災焼亡略図」（『秋田日日新聞』1886年5月8日付録）より作成。

表一は、秋田県の公文書と地方新聞をもとに、この火災後における緊急対応や生活再建のための支援などを時系列で示したものである。まず確認されるのは、秋田県行政の多岐にわたる救助・支援活動であろう。だが、こうした活動は下部機構に支えられたものであり、また民間の協力も欠かせなかったと考えられる。当時の地方都市秋田には、県庁とともに南秋田郡の郡役所が置かれていた。県行政の広範な活動について、南秋田郡役所―各戸長役場や民間との関係も重視しながら、その詳細を明らかにしてみたい。また、生活必需品の廉売や白米の給付など、民間による独自の対応がみられることも重要である。以下では、罹災後に展開された救助・支援活動の詳細について、行政・民間の順で整理してみたい。主要な史料となるのは、秋田県の公文書である『第一部庶務課事務簿』明治一九年五く六月と地方日刊紙である秋田日日新聞（以下、『秋田日日』と略す）である。

まずは、行政による救助・支援活動について確認してみたい。

罹災者への炊出しは、五月一日朝から秋田町内六カ所、八橋村一カ所で開始された。その受給者数は、四五二二人だった。炊出しは、五月一〇日まで継続され、終了時にも一二二八人が受給している。この期間のうち、五月一日朝

から三日昼までで、白米二一石二斗八升が救助に充てられた。このうち、県庁の支出分は、一〇石六斗四升である。<sup>19)</sup> 行政関係では、河辺郡役所から三石九斗二升、監獄署より五斗六升の支出があり、南秋田郡長・御代信成が五斗六升を寄付している。残りの五石六斗は、秋田町の商人・那波三郎右衛門からの寄付だった。

避難所は、罹災直後の一時使用も含めて計一四カ所に設置された。五月二日現在では、秋田師範学校など九カ所に二〇一八人を収容している。五月二日には南秋田郡役所敷地内などで仮小屋三棟の建設に着工し、翌日から秋田師範学校と明徳小学校を利用していた罹災者の一部を受け入れている。こうした避難所の利用は、基本的には五月一日までだった。<sup>20)</sup> 退去者には、三斗と白米一俵ずつが給付された。ただし、「極窮にして目下生計に差支の者」には、五日間の猶予があたえられたという。だが、六月二日の時点でも、九戸一九人が仮小屋を利用しており、行政による柔軟な対応がうかがえる。

負傷者への対応は、秋田病院が担当した。県行政は五月一日付で、七日まで無料での診療を実施することを告示している。火傷や眼病、挫傷など、二、三〇名いた負傷者も、六月二日までには全治したという。また、秋田病院は、県行政からの照会で、環境が劣悪とされた秋田師範学校内

の避難所を視察し、五月三日にはその対応策を回答している。<sup>17)</sup>

県行政は、南秋田郡役所に罹災人救助取扱を担当させ、これを補助する救助委員として県官吏を充てた。この救助委員は、避難所や罹災町村の戸長役場に派遣され、備荒儲蓄法に則った救助の受給資格に関する調査などに従事している。この調査結果によって、遅くとも五月二十九日までには、食料・小屋掛料・農具料等が実際に支給されたと考えられる。<sup>18)</sup> その受給者数は、一八七八戸・七八八九人（八橋・寺内両村含む）であり、焼失戸数全体の約五三%にあたる。支出総額は、一万一九七〇円六三錢六厘。各戸への支給は、家族数や困窮の度合いなどの条件によって異なるが、平均すると一戸あたり約六円三七錢分だった計算になる。なお、行政による救助・支援活動全体の収支を示すような史料は、管見の限りでは確認できていない。

焼失戸数全体の約四七%は、備荒儲蓄法に則った救助の対象外とされ、これに依存しない生活再建を迫られた。県行政は、五月二四日付で「仮令家産ノ幾分ヲ焼亡スルモ、自ラ勤メ自ラ食シ一家生存ヲ得ヘキ者ハ、固ヨリ救助ヲ与フ可カラサル筈ノ処、或ハ規則ヲ誤解シ、専ラ救助施与ノ法ニ依頼シテ、其勤ヲ怠リ其業ヲ執ラス、貧ヲ説キ窮ヲ述ヘ廉恥憤励ノ心ヲ失ヘ、万一ノ僥倖ヲ望ム者有之」として、

史苑（第七三巻第二号）

こうした罹災者に自活を促す論達を出している。『秋田日日』<sup>19)</sup>は、この論達の全文を五月二〇日付に掲載したうえで、五月二二日付には「自力生存ノ道ヲ亡失スル勿レ」と題した論説も掲載している。近世の中下層には「儉約・勤勉の徳目を身に付け救恤を受けずに『自立』すること」が求められたとされるが、一八八六年においても同様の論理が働いていた。また、『秋田日日』六月一〇日付では、罹災した士族の中に、多少の公債証書を所持していることで救助の対象外とされた人びとがいたことを次のように報じている。<sup>20)</sup>

故に其人々は、なまなかに二〇円や一〇円の公債が有るより二〇円の金を受取り兼ね、今では公債が却つて損害を与ひたり杯と語り居るとか。併し救助金等は僅少の金員にて容易に得らるゝ金額なれば、他を羨まず自ら奮発労働なして自力の道を計るこそ聖代の良民たるべきに。

貧民救済や福祉には、「包摂と排除」と「安定と拘束」の二重の両義性がともなうとされるが、<sup>21)</sup> ここには、救助対象の明確な線引きとともに、対象者への「拘束」の面も現れている。自活が「聖代の良民」たる条件だとすれば、救助の受給者はそこから外れた存在ということになる。受給者は救助という「安定」の代償として、「自力生存スル能ハ

サル徒輩」「窮民」といった評価に甘んじざるをえなかった。<sup>21)</sup> 自活の称揚は、その裏返しとして、受給者への負のイメージをも強めていったと思われる。

県行政では、罹災後の物価騰貴を懸念して対策をとっている。五月一日付で「市街ノ物品一時ニ欠尺シ、勢騰貴セサルヲ得サルノ機ニ乗シ、各商不当ノ高価ヲ以テ人民日用ノ物品販売スル等ノ所為アルニ於テハ甚タ不都合ニ付此際殊ニ不心得ナキ様注意スヘシ」と物価騰貴を戒める告諭を出した。<sup>22)</sup> 続いて、五月四日には「諸職工等」の賃金上昇は罹災者の困難につながるとして、関係者を秋田警察署に呼び出して説諭をした。<sup>23)</sup> 対象とされたのは、大工や挽木屋(製材業)、材木商、米屋、穀物商などであり、説諭にたいする請書・上申書も提出させている。また、救助委員は、賃金を通常の水準とするように関係者と交渉したという。

火災からの復旧に欠かせない木材の供給については、より積極的な対応がとられている。県行政は五月四日、「家屋建築ニ差支候モノ」を対象に木材を払い下げを旨を告示した。<sup>24)</sup> これは、県行政が農商務省秋田山林事務所に照会して、官有林三万本の廉価での払い下げを許可されたことにより実現した。ただし、この告示では手続き等の詳細は示されておらず、実際に出願者へ木材が払い下げられたのは、五月二九日頃となった。<sup>25)</sup> 希望者は多数だったようである。六月

下旬には、出願の増加に供給が追いつかず、受け付けを一旦停止している。<sup>26)</sup> また、民間でも「有志者連合シテ山本郡能代港ノ木材ヲ運漕シ、平価ヲ以テ売却セシメ」ていた。<sup>27)</sup> こうした官民による活動によって、一時高騰していた木材の価格も、六月下旬には平時同様になったという。

以上のように、県行政は幅広い救助・支援活動を主導しており、罹災者の救助を担当させた南秋田郡役所にも県官吏を派遣して実務にあたらせている。だが、備荒儲蓄法に則った救助の業務では、受給資格の審査など、戸別の経済状況を把握することが必要であり、郡役所―戸長役場の役割も大きかったと考えられる。また、炊出しや木材の供給では、民間有志の活動も重要な役割を果たしていた。さらに、物価抑制は、関係者の協力次第ではあるが、「諸職工等」の賃金を抑制するものであり、かれらに経済的な負担を強制するものだった。県行政主導の多岐にわたる救助・支援活動は、こうした民間の協力や負担に支えられていたことも強調されなくてはならない。

民間の救助・支援活動の確認の前に、宮内省からの下賜金についてふれておきたい。二〇〇〇円の下賜は、五月三日に宮内大臣からの電報で県行政に伝えられた。この下賜金は、六月八日、備荒儲蓄法の支給対象より四七戸多い一九二五戸にたいして、一円三銭九厘ずつ給付されている。

宮内省からの下賜金の支給は、備荒儲蓄法に則った救助に上乗せされることで、罹災者救助の水準を引き上げることになった。<sup>28)</sup>

次に、民間の救助・支援活動について確認してみたい。

有志による寄付は、総額で七五〇〇余円だった。南秋田郡役所がその実務を担当し、六月二九日に、七一六六円七五錢一厘を罹災者一八八一戸に給付している。<sup>29)</sup> 受給対象者は、備荒儲蓄法に則った救助とほぼ同規模だった。各戸への給付は、「貧困者の等級、家族の多寡に依」って異なるが、一戸当たりの平均では、約三円八一錢となる。有志による寄付が、備荒儲蓄法に則った救助と宮内省からの下賜金に上乗せされることで、罹災者にたいする救助の水準は大幅に引き上げられることになった。

有志による寄付の過程では、地方新聞の動向が興味深い。寄付の早い事例として確認できるのは、五月三日の電報で伝えられた、旧藩主家当主佐竹義生からの一〇〇円である。また、『秋田日日』は五月四日付で、秋田神宮教会所と個人数名からの義捐金を伝えている。<sup>30)</sup> だが、罹災直後の寄付で中心となったのは、行政や関係機関の職員のそれだった。五月五日付の『秋田日日』では、県庁や警察本署、監獄本署、南秋田郡役所、仙北郡役所、秋田病院、秋田師範学校等の職員からの寄付が、計一六〇〇余円あったこと

を伝えている。<sup>31)</sup>

県官吏などの寄付が先行するなか、『秋田日日』は五月六日付の論説で、次のように主張している。<sup>32)</sup>

管内有力者ヨリ義捐ヲ仰ク事。夫レ社会ノ公益ヲ増進スルト鰥寡孤独即チ天下ノ貧民ヲ救助セサル可ラサルハ、国民タル者ノ社会公衆ニ対スル義務ニシテ到底辞スルヲ得サル也〔中略〕火災後今日ニ至ルマテ四方ノ有志者ヨリ義捐ヲ申込ム者ハ多クアリト雖トモ、半バ庁下ニ在ル者ノミニテ其区域モ広ロカラサレハ、従ヒテ其金額モ少巨ナリト云ヒリ。若シ管内ノ有力者一同ヨリ義捐ヲ得バ、希クハ幾分カ補助ノ奏功モアル可シト信スル也〔中略〕管内有力者諸君ハ、宜ク此状況ヲ推察スル所アリテ相応ノ義捐ヲ投セバ、窮民ノ幸福ナルノミナラズ、社会公衆ニ対スルノ義務ヲ完フスルヲ得テ、真ニ有力者タルノ面目ヲ施ス者ト云フ可キ也

同紙が「国民タル者ノ社会公衆ニ対スル義務」として、「管内有力者」に寄付を促していたことがわかる。同紙は、前々日の五月四日付にも「此れから又々簡様な大災に逢ふことを恐るゝならば、今度の火事で焼亡せしと思ひ切り、目下衣食に苦み居る窮民共へ施与されたらば、其慈善の心か天に通じて如何なる暴威の祝融や悪婆極まる風姨なりとて必



ず災難をば吹き掛けぬを信するなり。金満家諸君よ、早く慈善の心を起して火職の怒りに触れぬ様に注意ありて然るべき事と存するなり」といった因果応報の観点からの記事を掲載している。ここでは、地方新聞である『秋田日日』が、県内の富裕層にたいして寄付を促していたことを確認しておきたい。

『秋田日日』では、罹災直後から代表的な寄付者の氏名とその金額を報じてきたが、五月一日付からは「義捐者の功德を顕す」として雑報欄で全員分を掲載するようになった。さらに、五月一六日付では、附録として、県令青山貞をはじめとする県官吏個々人の寄付額の一覧を掲載し、以後この形態での報道が続けている。こうした新聞報道も、寄付を促すことになったと考えられる。実際、報道後に義捐金の増額を申し出た人物も現れている。

寄付者全員の氏名や総数を示す史料は、管見の限りでは確認できていない。『秋田日日』と県公文書で確認できるのは、七一八人分・計四八六七円八四錢二厘である。個別の寄付額は、五〇〇円から五錢まで様々であり、寄付者全体の約一六%が一〇円以上、約四九%が一円以下である。高額の寄付者は、県内の資産家以外では、行政関係者や実業家、銀行などであるが、いずれも任地や事業展開などで秋田県に関係してきた人物・機関だった。だが、秋田町の

代表的な資産家では、罹災を免れた加賀谷長兵衛(一五〇円)、村山三之助(五〇円)を確認できる程度である。不完全なデータをもとにしており断定はできないが、罹災した富裕層は寄付をしなかったとも考えられる。一八九〇〜一九一〇年代の米価騰貴時には、秋田市内の富裕層を中心とした寄付によって米の廉売が実施されており、罹災地となった今回のケースとは大きく異なっている。

だが、表一でも確認できるように、秋田町の民間による救助・支援は、寄付以外にも展開されている。『秋田日日』五月五日付は、升屋平八と仙北半司が白米を、猿谷利右衛門が薪炭を廉売することを報じ、広告も掲載している。その広告には「物価俄かに騰貴し、諸人の困難見るに忍ず」とある。同日付では、小間物雑貨商と思われる「新田目の店」が全品値引きをすることや銭湯の池永方でも料金を値下げすることを伝えている。その他にも、質蔵を全焼した質屋・佐藤文右衛門が、質主にたいして元金の一・一・五割を支払ったという事例がある。佐藤が五月一八日から出した広告にもあるように、それは「将来不相替御愛顧ヲ蒙り度」ためでもあった。けれども、『秋田日日』は、火災や盗難の場合、質屋は免責されるのが通常であるとして、「最も奇特の質店」と称賛している。こうした民間による支援は、いずれも有志各自の負担によるものだった。

民間の個人による支援・救助で最大の規模だったのが、那波三郎右衛門のそれである。前述したとおり、五月一日朝から三日昼までの炊出しに、那波は白米五石六斗を寄付していた。『秋田日日』五月二八日付では、その那波が、さらなる救助を実施したことを次のように報じている。

那波三郎右衛門氏か今度の罹災窮民へ一手にて救恤するの計画ある由は、曾て秋田日々新聞にも記したるか、這程窮民の取調べも相済み夫々救恤されたり。其区別は六人以上の家族ある者へは白米三斗、三人□□は全二斗、二人以下は壹斗也と。其他全家出入する者共にて火災に罹りし者は、其者の望みに任せ、家屋を建んとするには家を建て之を与ひ、木材を乞ふ者には木材、金員を願ふ者には金員を恵れたりと聞く。全氏の如きは独り我が県のみならず日本全国に於ても多く得難き慈善家なる可し。

那波が、「罹災窮民」に白米を給与し、罹災した「全家出入する者共」には生活再建のための援助をしたことがわかる。これらの救助について、正確な規模までは確認できていない。ただし、県公文書には、那波による白米三五石八斗（代金一七一・二円六四銭）の寄付が七月五日付として記録されており、前者はこれに該当するように思われる。一人分を五升として計算すれば、対象者は七〇〇人強と

なり、備荒儲蓄法に則った救助の受給者数に近い規模となる。また、那波の経済的な負担は、この救助だけでも前述した有志による寄付の最高額をはるかに上回っている。そして、従来の研究では、こうした地域の富裕者の活動が、前近代からの「共同性」の連続として説明されてきた。以上のように、一八八六年四月の大火後には、官民による救助・支援活動が多岐にわたって展開されていた。最後に、こうした活動の成果や影響を復旧の過程に即して位置づけておきたい。

秋田町全戸数の約四六％が罹災したこの火災では、当然ながら住宅不足が深刻化した。『秋田日日』五月八日付では、「何所にも住所に困る者多く、只今にては……至極不便なる場所にも少し明き屋の有れば借人は七八人も有る程なり」と伝えている。避難所も基本的には五月一〇日で閉鎖され、住まいの確保が深刻な問題となったと考えられる。こうしたなかで、「此序に寧そ北海道へ一ト働きと松前へ流れ行く者」も多数みられたという。また、秋田県内の仙北・由利・山本各郡への人口流出も多かったとされる。建築需要の急激な高まりによって、関係業種の人手不足もおこっていた。「大工人足等は、是迄仕事場か無く手を叉んで糊口に困ると日々、苦んで居たるか、今度は余り仕事か沢山過ぎる程ありて、元来の出入り場に非ざれば直ぐ

明治期の都市火災と地域社会——地方都市秋田を事例として——(大川)

に断る位ひなり」という<sup>⑧</sup>。だが、五月下旬には、「他県の大工左官等の職人等は、我が庁下へ来りたらば相当の仕事も有るならんと目的にて続々来県する者ありて、目今既に三四百名の多きに及びたり」と関係業種の人口流入が報じられている。主に山形や新潟など近県からの流入とされるが、かれらは「焼跡の空地を借受けて小屋を掛け其中に住居なして手賄ひにて働く故に、当地の職人等よりは賃錢も下直ゆえに仕事を頼む人も沢山なれば、此者共は多く錢を拵ひて帰県するならん」という<sup>⑨</sup>。モノの面でも、市内中心部を流れる旭川筋には「日々木材の筏を見ざることも無く、続々川流を遡ほりて運漕」されていた<sup>⑩</sup>。

こうした復旧需要もみられたが、五月下旬の時点では、限定された社会階層の享受にとどまっていた。『秋田日日』五月二十九日付では、「市街の家屋も目今は追々建築に取掛りたり。併し通町大町茶町等の通り筋は漸次日に復するの勢ひあるも、其外の町々にては早速建並ぶに至るべき景況なし」としており、復旧が富裕層の多い地域に限定されていたことがわかる<sup>⑪</sup>。その一方で、同記事には、官民による救助・支援活動が一定の成果をあげていたことも次のように記されている。

罹災窮民は、其向よりの救助を蒙りて意外の金員を得たる上に、那波氏其他の慈善家の恵恤を得て、目

下は家屋無きに困るも衣食に事を欠くの憂ひ無ければ、頗りに歎喜おるとのことなり。

五月下旬の備荒儲蓄法に則った救助や那波三郎右衛門ら民間の活動によって、「罹災窮民」の衣・食が確保され、残る復旧の課題は住まいのみとされている。県行政による木材の払い下げは、こうした時期に開始された。

備荒儲蓄法に則った救助や那波三郎右衛門の活動に続いて、六月上旬には、宮内省からの下賜金が支給されている。六月二一日付の県令青山貞による上申によれば<sup>⑫</sup>、官民による木材等の供給によって建材の価格は平常並に落ち着き、「資産アル者ハ家作飯屋ヲ建築シ、貧窮者ハ救助ノ資ヲ以テ小屋掛等ヲ為シ、稍々其居ニ安ンスルノ形状ナリ」という。「貧窮者」も、複数の救助によつて小屋掛をしていたことがわかる。だが、この上申には、近隣村落の親戚・知人方に避難している戸数も三〇〇戸、避難所だった仮小屋にも九戸・一九人が居住していたともある。六月下旬には、有志からの寄付が給付されており、受給者の生活再建を後押ししたと考えられる。

七月四日付で『秋田日日』は、「外町即ち市街の如き、早や其の半ば回復に至ると云ふも過言にあらざるもの、如し」と報じている<sup>⑬</sup>。罹災後から二カ月で、商業地区の「半ば回復」とまで称されたのには、官民による救助・支援

活動の貢献も大きかったと考えられる。また、『秋田日日』七月八日付では、「今後は市街の場末に住居するよりも却つて士族町の中央に在る方が商売も繁昌するならんとの見込みにて」罹災した外町から内町に移住する者が増加しているとして、「士族町は年を逐ふて市街に変遷するならん」としている。<sup>55</sup>一八八六年の大火は、罹災地域はもちろん、罹災を免れた地域にも影響を及ぼしており、近世の町割以來の都市構成にも変容が現れていた。

## II. 「積善の家」と地域社会

### 一、「慈善」をめぐる家と個人

一八八六年の秋田町の大火における救助・支援活動では、民間の事業や協力、経済的な負担なども大きな役割を果たしていた。とりわけ、那波三郎右衛門の活動と経済的負担は際立っている。前章でふれた、那波の活動を整理すれば、①五月一日朝から三日昼までの炊出しに白米五石六斗を寄付、②七〇〇〇人規模と想定される「罹災窮民」に白米三五石八斗（代金一七一二円六四銭）を給与、③罹災した「全家出入する者共」の生活再建のために家屋・木材・現金を支援、となる。これ以外にも、那波は、各火防組にたいして手当金を贈与している。<sup>56</sup>その金額は、二番組

に五〇円、旭組・三吉組に三〇円ずつ、栄組に一〇円、一番組・三番組に五円ずつ、合計一三〇円である。罹災後の地域にたいする那波三郎右衛門の貢献の大きさを確認しておきたい。

『秋田日日』は、罹災後における那波三郎右衛門の活動について「独り我が県のみならず日本全国に於ても多く得難き慈善家」と称賛している。<sup>57</sup>だが、那波へのこうした評価は、罹災後の活動後に初めて現れたものではなかった。『秋田日日』<sup>58</sup>は、罹災後の五月四日付で、次のように報じている。

川端三丁目那波三郎右衛門氏の慈善なるは兼て諸人の知る所なるが、此の大火にて当市街は残る所なく蕩盡せしが、独り同氏の家屋倉庫のみは依然として此の災禍を免れたり。這は全く同氏が日頃慈善の応報なる可し杯と噂さす。実に左も有る可きことにこそ。尚ほ同氏は今般も亦た広く罹災の窮民へ恵恤を施行されたりと云ふ。

前述した①炊出しへの寄付を報じた内容と考えられるが、注目したいのは「那波三郎右衛門氏の慈善なるは兼て諸人の知る所」である。これは、罹災前から那波が「慈善」家として知られていたことを示している。また、那波が延焼を免れたことを「日頃慈善の応報」と見なすような認識も

みられたという。地域における那波三郎右衛門への信用が、罹災前からみられたものだったことを確認しておきたい。さらに、こうした信用が、当代の那波三郎右衛門という個人だけに寄せられたものではなかったことも重要である。

近世において、那波三郎右衛門家は、秋田藩の城下町久保田(現秋田市)を代表する商人であり、代々の当主が藩の御用聞町人を勤めてきた。特に、八代目の祐生(一七七二—一八三七)は、藩の殖産興業政策を背景に酒造方や絹方に登用されて経済的に大きな成功をおさめている。だが、那波祐生は、こうした経済的な成功よりも、感恩講の創設者として知られている。一八二九(文政一二)年、久保田町に貧民や孤児などを恒常的に救済する施設・事業として感恩講が設立された。祐生を中心に、久保田町の商人七十二人が献金をおこない、その資金で「知行地」を入手して活動の財源にしたという。年貢収入という安定した財源によって、感恩講は長期にわたって救済事業を継続することが可能になった。天保の飢饉の際には、一八三三年八月から翌年九月までに延べ四三万人にたいして施行をおこなうなど、大規模な救済活動を展開している。那波三郎右衛門への信用とは、こうした那波家という家に寄せられていた面もあったと考えられる。

明治期の那波家は、呉服太物商・織物製造・酒造・質店

(大川)

などを営んだ。一八八六年の秋田町の大火の際、那波家は、祐生の孫である一〇代目の祐富(一八三〇—一九〇四)の代だった。前述した救助・支援活動は、彼の事績である。だが、那波祐富の活動は、こうした災害時に限られたものではなかった。感恩講は、明治維新後も一時期の中断を挟んで、那波家をはじめとする秋田町(市)の富裕層によって運営されている。講所有地の収穫米に依拠して、恒常的に貧困への対応をおこなった。さらに、明治一〇年代以降には、秋田県内各地にも感恩講が設立された。こうした感恩講の活動は、社会福祉史の観点からは、自己資金調達型の大型非営利組織であり、法人の形を取るなど、当時としては画期的な組織として評価されている。感恩講の活動における那波祐富個人の事績については、一九二三(大正一二)年の県公文書で次のように記されている。

祐富八百折不撓、毫毛初志ヲ懈ラス、益々巨額ノ私財ヲ投ジ、大ニ各地ヲ奔走シ、博ク有志ヲ奨励シ、以テ本県平鹿郡増田町外十二ヶ町村ニ更ニ感恩講ヲ創設シ、専ラ其ノ救恤ヲ施行セシメ、殊ニ基本トシテ毎講ニ若干ノ義金ヲ寄附シ、大ニ其ノ事業ヲ拡張セシメタリ〔中略〕故ニ人皆那波氏ヲ称揚シテ慈恵ノ府ト云フニ至レリ。

一八八〇〜九〇年代、秋田県内には一三の感恩講が新設さ

れている。<sup>(64)</sup> 那波祐富は、これらの創設をはたらきかけ、各講に寄付をおこなって事業の拡大に努めていた。こうした感恩講の活動や強固な本家分家関係などによって、当該期における秋田県の国費救済率は、全国的に低い水準となっている。<sup>(65)</sup> 前述した、一八八六年の罹災前から寄せられていた祐富個人への信用には、こうした背景があったことを確認しておきたい。また、罹災後の救助・支援活動には、こうした信用と期待に応えた面があったと考えられる。

一九二三年の県公文書によれば、「信用厚く、一般市民ノ崇敬ヲ受ケ、那波ト云ヘバ富豪ヲ意味セス、慈善救済ノ旧家ヲ以テ聞ユ」という。<sup>(66)</sup> 地域社会において、那波家が名声と信用を得ていたことが確認できる。それは、感恩講を設立した八代目の祐生のみならず、一〇代目の祐富の活動にみられるような、代々の当主や一族といった家を構成してきた個人によって、局面ごとに「選びとられ紡がれて」きた実践の結果だったと考えられる。論理的にいえば、こうした名声や信用は一方で、那波家にたいする制約ともなり得るものである。地域の期待が大きいだけに、それに応えないリスクもその分大きかったと思われる。一八八六年の火災において、那波祐富が地域の期待に応えたことは、同家の信用にとってやはり重要なことだったといえよう。

近代日本の地域社会において、那波家のような規模で

の活動や感恩講のように安定した財源を有する事業は一般的だったとは言いがたい。だが、「慈善救済ノ旧家」は、規模の大小を問わず各地域に存在していたことを想定しよう。このような地域社会において名声と信用を得ていた旧家を「積善の家」と呼んでみたい。次節では、こうした「積善の家」をめぐるより具体的な社会的諸関係について検討する。

## 二、「積善の家」をめぐる社会的諸関係

本節では、「積善の家」をめぐる社会的諸関係のうち、①「全家出入する者共」と消防夫、②富裕層、との関係についてそれぞれ検討してみたい。

① 前述したように、一八八六年の秋田町の大火後、那波家は、罹災した「全家出入する者共」に生活再建のための家屋・木材・現金を支援した。また、各火防組にたいしては、計一三〇円の手当金を贈与している。だが、火災時における那波家と「全家出入する者共」・消防夫について、より具体的な関係性を示すような同時代の史料は、管見の限りでは確認していない。以下では、後年にこの大火を回顧した史料を手がかりとして、こうした関係性について検討してみたい。

秋田市立図書館明徳館所蔵の「俵屋火事 秋田新聞『秋

『田市の今昔』記事」は、一九一五・一六年頃の秋田新聞に掲載された記事の写しとされ、一九五二年刊行の『秋田市史』下に所収された。<sup>(8)</sup>長文ではあるが、那波家に関係する部分を引用してみたい。

那波家は、恰かも顔面に大火傷を負ひつゝ眉だけが焼け残った如くに、三千五百の焼失家屋中にボチンと焼け残った。那波家の焼け残った為めに栄太楼、伊藤洗濯店其他附近五六軒が類焼の厄を免れたのである。火事の起こった時、市の消防夫も素より必死に消防に努めた。然し到底何等の効果が無いのみならず、各々の家が焼けるので、火防の方を打ち捨てる其の方に走るのであった。猛火は無人の境を横行する悪魔の如き勢ひを以て燃え広がったが、此の火事の為め、近在各所より多数の応援消防隊並に手伝ひ人が駆けつけたが、那波家は此等の人を以て埋められ、家財道具は悉く倉庫と県庁構内に運ばれ、火粉は一つ落ちて直ぐ消し止められる有様であったので、流石の猛火も那波家には遂ひに其の紅蓮の焰を及ぼす事か出来なかつた。此の火事に那波家に駆け集った人の数は、何百人であつたか数へきれない人の山人の浪、之れが能く防ぐ防火壁ともなり、消火の水ともなつて、少しの破損する処もなく類焼を免

れたのであつた。噫、那波家の徳の偉大さ。(中略) 何時の場合も火事の跡程悲惨なものはないが、別けて俵屋家事の後は惨又惨たるものであつた。着のみ着の儘で逃げる事は逃げたけれども、眠るに家なく食ふに食なく、昨日の富者も一夜の内に乞食同前となつた者も尠くなかつた。那波家の先代祐富は幸ひに此の大火に類焼を免れたので、消防に尽力した各消防組に対して金五十円宛と清酒とを贈つたが、多数の罹災者中の窮状甚しき者に対し、白米一千余俵を救恤に充て、大々の救助をなした。感恩講に於ても亦倉を開いて救済をなしたが、那波先代の千余俵を躊躇せず救恤に充てた果斷と、慈善心の厚きには、誰一人として感せぬ者なく、救助に与つて其の温かき同情に泣かぬ者はなかつた。苦しい時には人の情は一層身に沁みる。増して此の時此の場合の事であるから、其の有難さも並大抵でなかつたであらう。那波家の尊まるゝも亦故なきに非ずである。

前述したように、一八八六年の大火において那波家は延焼を免れていたが、それは「近在各所より多数の応援消防隊並に手伝ひ人が駆けつけた」ためだつた。その大勢によつて「家財道具は悉く倉庫と県庁構内に運ばれ、火粉は一つ落ちて直ぐ消し止められる有様」だつたという。火災の

際に、屋根に上って飛び火を防ぐのは、近世以来の常識とされる。ポンプによる消火を中心とした近代的な消防活動には、水道設備が不可欠であるが、地方都市秋田において上水道が部分開通したのが一九〇七年であり、完工は一九一一年である。消防設備・技術が未発達だった当時において、「消防隊並に手伝ひ人」の行動は、火災から家屋・財産を守るうえで一定の効果を有しており、那波家にとっても実利にかなうものだったと考えられる。「積善の家」にとつてのメリットに着目することは、こうした事例の分析を地域貢献の顕彰にとどまらせず、そうした貢献が存立しえた歴史的・社会的条件にまですすめるうえで重要であろう。

こうした「手伝ひ人」の動向は、「全家出入する者共」と那波家との関係を検討するうえで示唆に富んでいる。「手伝ひ人」の詳細については、那波祐富の次男喜助による一九三八（昭和一三）年の証言が参考になると思われる。<sup>⑩</sup>

那波家と内町の人々とは色々と出入関係があり、内町は川向ひで風の方向から見て大丈夫だったので、内町の人々は大勢外町の知り合ひに集つたわけだ。其の最たるものは那波家で、皆屋根に上つてくれたので類焼を免れる事が出来た

「手伝ひ人」の少なくとも一部は、罹災を免れていた旭川

史苑（第七三巻第二号）

の東側、内町在住の出入りの関係者だった。したがって、こうした内町在住の関係者は、罹災後に那波家からの支援を受けてはいないはずである。かれらの行動は、那波家の防火に一定程度の役割を果たすとともに、自らの義理堅さを明瞭に示すことになった。だが、そこには、取引関係の維持や優遇、あるいは自身が生活危機に陥った場合の支援などへの期待が全くなかったとは思われない。「手伝ひ人」の行動には、義理と打算とが未分化なままで表現されていたとしておきたい。同様に、罹災した「全家出入する者共」も、こうした商売上にとどまらない関係を那波家と取り結んでいた人びとだったと想定しうる。そして、こうした関係も、局面ごとに「選びとられ紡がれて」いくものだったはずである。

消防夫と那波家との関係では、前者の「火防の方を打ち捨て其の方に走る」という行動に注目してみたい。こうした行動を検討するうえで参考になるのが、一九〇五年五月九日の火災の事例である。この火災は、二四時頃に茶町菊ノ丁・大町二丁目付近から出火、二一戸を焼失し、約二時間半後に鎮火した。<sup>⑪</sup> 当時の秋田魁新報は「十九年来の大火」と報じている。

この火災後の地方新聞で展開されたのが、消防夫の動向への批判だった。秋田時事（秋田日日新聞の後身）は五



月一二日付の論説で次のように論じている。<sup>23)</sup>

纏ひを押立て、屋上に飛び登る防火夫の敏活は、甚  
口頼母しきに似たれど、ポンプ据置の場所には、水  
汲む人の影少なきは如何。彼らは利欲に籍られて事  
をなす。否余儀なく鳶を振る真似を試みるもの也。  
観よ、炎々天を焦す猛火盛煙の中に突立し、誰か一  
人の奮発せしものありしや。屋上徒らに纏ひの影多  
くして、防火の実効更にわがらず。風向延焼の自然  
に任じて、幸ひにも鎮火しうれば、得々各自の手柄  
話を誇り、富豪の手よりは及ぶ限り食らんことを努  
む。否々鎮火の間際に金のとれそうなる富豪の前に  
は、纏ひの影はいつはやく走せ参ずるにあらずや  
防火夫の活動が防火の役に立たず、富裕者からできるだけ  
多くの礼金を得ることだけを目的にしているという批判で  
ある。この論説は、耐火建築の普及を主張したものなの  
で、実際以上に消防夫を貶めているとも考えられる。前述  
したように、屋根に上って飛び火を防ぐという行動にも、  
一定の防火効果が認められている。だが、秋田魁新報も五  
月一日付で「消防夫は団体を離れ只金持の家に駆付くる  
に忙はしく、恰も火事場の厄介者なる観あり」と報じてお  
り、富裕者を優先する姿勢への批判については地方新聞二  
紙で一致している。

こうした消防夫の姿勢を検討するうえで示唆に富むの  
が、鈴木淳の研究である。<sup>24)</sup> 鈴木によれば、火災発生時に平  
常の出入り先に駆けつけて消防組としての活動を後回しに  
するというのは、近世以来の行動様式だった(鳶と出入り  
先をめぐる伝統)。一九一一年の東京には、こうした行動  
様式がまだ残っていたが、過去のものになりつつもあった。  
そこには、義理堅い鳶であることと、すぐれた消防組員で  
あることとの矛盾が認められるという。そして、こうした  
伝統は、近代的な消防設備・技術の普及のもとで消えていっ  
たとされる。

一九〇五年に秋田の地方新聞が批判したのは、一つに  
は消防夫のこうした行動様式だったと考えられる。「纏ひ  
の影はいつはやく走せ参ずる」のは、「金のとれそうなる  
富豪」のもとだけではなく、平常の出入り先である富裕者  
への義理立ての場合もあったはずである。そして、この  
一九年前、一八八六年の「火防の方を打ち捨て其の方に走  
る」もこうした行動だったと思われる。消防夫の行動は、「手  
伝ひ人」同様、手当金の贈与や振る舞い酒への期待と義理  
との未分化なままの表現だった。

くり返しになるが、こうした行動は、近代消防普及以  
前において、資産家にとつてもメリットがあった。前述し  
た那波家による各火防組への手当金が、傾斜配分だったこ

ともこれに関わっていると考えられる。火防組六組への手当金には、五〇円から五円まで大きな差がつけられていた。そこには、「火防の方を打ち捨て」はともかく、「其の方に走る」ことへの那波家の期待が表現されているように思われる。「積善の家」と「全家出入する者共」・消防夫との関係には、当該期の歴史的・社会的条件に規定された、こうした両義性が認められる。そして、それこそが当該期の都市的な場における「共同性」の内実、その一面だったと思われる。

②「積善の家」と地域の富裕層との関係についても、一九〇五年五月九日の火災の事例で検討してみたい。同年には、那波家は代替りをしており、祐富の義理の孫である祐勤（一八八九—一九五六）の代となっていた。この火災後の那波家の動向について、秋田公論は五月一三日付で、次のように報じている。

今回火災に罹れる貧民に対し、那波三郎右衛門氏に於て、一戸白米一俵乃至二俵つゝ寄贈せしと。此総高約百五十俵なり。何時もながら同家の貧民に対する同情は感すべきなり。

那波祐勤は、白米一五〇〜一六〇俵（四斗入りの場合、六〇〜六四石）を罹災した「貧民」のために寄付していた。祖父祐富と同様の対応であり、「積善の家」としての期待

に応えたものと考えられる。注目したいのは、こうした那波家の対応が、罹災後の地域における富裕者の活動の模範とされていったことである。五月二四日付の秋田時事、秋田魁新報は、次のように報じている。

若し夫れ此火災に於て、傍觀の位地に在る富豪に至ては進んで賑救の策を口つべき、自然の義務ある、今茲に縷説するまでもなし。此点に於ては流石に那波家也。之を他に諮らず、傍に聴かすして、災後直ちに毎戸俵米を頒与す、慈恵の道を得たりと謂ふへし。我輩は那波家の慈善方法に就て、別に意見あるも今日之を言はず。要は、市内富家たるもの、彼が一片画を擬する、決して無用にあらず。否、有用也。否々、其本分也、義務也、何ぞ之に倣はざる。

本市の大火は富豪のお蔭に依り多数の貧民が益々困苦を極めつゝあるが、之に対し那波氏は姑く舍き、郡部に於て仙北の池田氏、南秋の奈良、金澤氏、北秋の河田氏等は応分の救助金を寄附せられしが、直接の関係ある本市富豪は未だ一文の出金だもなさざるは実に意外に感ずる者にして、殆ど本市の恥辱たる者なり。惟ふに諸氏は決して冷酷なる金色夜叉にはあるまじ。是には何かの事情あるべく、早晚争うて義捐の美挙に出つべきも、轍難の急は諸氏か小田

明治期の都市火災と地域社会 — 地方都市秋田を事例として — (大川)

原評議を待つへきにあらず。左れば類焼富豪を後にしても、先づ危難を免れし本金、平政始しめ加賀長、湊、平野、佐文、奈良宇諸氏は卒先救助金を寄附して此の流離の窮民を憐み、下民の憎悪を招かざらんことを注意するものなり。<sup>(28)</sup>

両紙は、政治的な立場を異にする競争紙であったが、ともに秋田市内の富裕者に罹災救助のための寄付を促している。後者では、寄付すべき富裕者の実名まで列挙している。確認しておきたいのは、特に前者において、那波家の活動が模範とされていることである。こうした報道は、火災以外の生活危機の際にも散見される。それは、那波家の存在と活動が、秋田市内の富裕者の動向を制約していたことを示している。特に、近世近代移行期に成長をとげ、那波家以上の財産を築いた新興の家々には、こうした地域社会の圧力がより鋭く向けられたと考えられる。地域の富裕者が「名望」家たらざるをえなかったのは、一つには、那波家のような「積善の家」の存在があったことを指摘しておきたい。

## おわりに

一八八六年四月三〇日の大火では、南秋田郡秋田町の全戸数の約四六%が罹災し、商業地区はほぼ壊滅状態となった。I章では、この火災後における救助・支援活動の実態とその復旧過程を明らかにしている。行政による救助・支援活動は、罹災者への炊出し、避難所の設置・運営、負傷者の治療といった緊急対応から、備荒儲蓄法に則った救助の実施、木材の供給をはじめとするインフレ抑制政策まで多岐にわたっている。こうした対策は、県行政が主導していたが、南秋田郡役所―戸長役場の役割や民間の協力や負担に支えられていた。民間の救助・支援活動では、有志による寄付や日用品の廉売などが実施されていた。特に注目されるのは、秋田町の代表的な商家・那波三郎右衛門の活動である。那波は、①炊出しへの白米の寄付、②「罹災窮民」への大規模な白米給与、③罹災した「全家出入する者共」の復旧支援、④火防組六組への手当金贈与を実行していた。こうした官民の活動によって、五月下旬には「罹災窮民」の衣・食が確保され、住まいの面も六月下旬には改善に向かった。また、七月上旬には商業地区の半ばまで復旧したとされている。

II章では、罹災後の救助・支援活動で顕著な貢献をみ

せた那波三郎右衛門について検討している。那波三郎右衛門家は近世以来、地方都市秋田の代表的な商家であり、特に八代目の祐生が救貧事業である感恩講を創設したことで知られている。一節では、地域における那波三郎右衛門の名声と信用が、八代目祐生以来、代々の当主や一族といった家を構成してきた個々人によって、局面ごとに「選びとられ紡がれて」きた実践の結果だったことを指摘している。一八八六年の罹災後の活動も、一〇代目の祐富が、地域から寄せられた信用と期待に応えたものだった。それは同時に、那波家がいかに地域社会から規定されていたかを示している。こうした「慈善救済ノ旧家」は、規模の大小を問わず各地域に存在していたと思われる。本稿では、こうした旧家を「積善の家」と称した。

第二節では、「積善の家」をめぐる社会的諸関係のうち、①「全家出入する者共」と消防夫、②富裕層、との関係についてそれぞれ検討した。①一八八六年の火災時、両者の一部が飛び火を防いだことで那波家は延焼を免れた。こうした行動は、近代消防普及以前には、資産家にとつてもメリットがあった。一方、両者のこうした行動には、那波家への義理立てとともに、取引関係の維持や優遇、手当金や清酒の贈与への期待といったそれぞれの打算も認められる。こうした関係も、局面ごとに「選びとられ紡がれて」

きたものだった。②一九〇五年五月の火災時には、那波家は祐謹に代替りしていたが、祐富同様、白米を罹災者に寄付した。地方新聞は、こうした活動を模範として、秋田市内の富裕者に罹災救助のための寄付を促している。地域の富裕者が「名望」家たらざるをえなかった要因の一つには、「積善の家」の存在があった。

近世から近代にわたる那波三郎右衛門家の活動は、従来の研究では、近世からの連続性として位置づけられるものと思われる。だが、本稿で明らかにしたように、そうした活動も、代々の当主や一族といった家を構成してきた個々人によって、局面ごとに「選びとられ紡がれて」きた実践だった。那波家と「全家出入する者共」や消防夫との関係も同様である。そして、そこには地域社会の圧力や当該期固有の歴史的・社会的条件も存在していた。「共同性」の再検討には、こうした視点と方法も重要であることを指摘しておきたい。

本稿で提示した「積善の家」という論点については、①地方都市秋田の他の富裕層、特に新興の家々との関係、②他地域での事例、③近世、少なくとも一九世紀までを視野に入れる、といった方向で分析を展開することを考えている。また、近代の地域社会において、那波家への批判もみられたことも重要であろう。地方新聞の一部は、感恩講

明治期の都市火災と地域社会——地方都市秋田を事例として——(大川)

による情民養成への懸念、感恩講の資産を地域の経済発展に転用すべきといった批判を寄せている。「積善の家」という論点は、こうした事例も含めてさらに検討していくこととしたい。

注

- (1) 大川啓「近代日本における『慈善』と『不穩』——一八九〇年の秋田市における米価騰貴への対応を中心に——」『歴史学研究』八〇四号、二〇〇五)、同『慈善』を促す地方都市社会——明治後期の米価騰貴をめぐる秋田市の動向を事例として」『人文学報』四一五号、二〇〇九)、同「一九一八年の米価騰貴と地域社会——秋田市の動向を中心に——」『秋大史学』五六号、二〇一〇)、同「近代日本の生活危機と地域社会——一八九〇～一九一〇年代の米価騰貴時を対象として」(久留島浩・趙景達編『国民国家の比較史』有志舎、二〇一〇)、同「近代日本の生活危機と地域社会——一八九〇年代から一九二〇年代の米価騰貴時を対象として——」(博士論文、二〇一一)。
- (2) 北原糸子『磐梯山噴火 災異から災害の科学へ』(吉川弘文館、一九九八) 八四頁。
- (3) 大門正克「コメント 三・一一以後、歴史における『生存』の問題の所在を考える」『人民の歴史学』一九三号、二〇一二)、高岡裕之「『生存』をめぐる国家と社会——二〇世紀日本を中心として」(『日本史研究』五九四号、二〇一一) など。
- (4) 二宮宏之「戦後歴史学と社会史」(歴史学研究会編『戦後歴史学再考』青木書店、二〇〇〇) 一三五頁。
- (5) 秋田市編『秋田市史』第四巻近現代——通史編(二〇〇四) 二二七～二三八、五〇〇～五〇一頁。
- (6) 「秋田市街火災ノ景状内務、宮内両大臣へ届」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五～六月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇三、五。
- (7) 「罹災後ノ情状委詳内務、大蔵、宮内、農商務四大臣へ上申」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五～六月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇三、一三。
- (8) 前掲「秋田市街火災ノ景状内務、宮内両大臣へ届」(注6)。
- (9) 「秋田県統計書」明治一九年。
- (10) 前掲「秋田市街火災ノ景状内務、宮内両大臣へ届」(注6)。
- (11) 『第一部庶務課事務簿』明治一九年五～六月(秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇三)。本章の以下の事実関係については、特に明記しないかぎり、本史料所収の「罹災後ノ情状委詳内務、大蔵、宮内、農商務四大臣へ上申」(一三)、一「秋田町回録記事」(二七)による。
- (12) 「秋田市街凡二千戸余焼失ノ義内務大臣へ電報并焼失戸数取調并罹災者救助委員申付ノ件」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五～六月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇三、一。
- (13) 「延期余聞」『秋田日日新聞』一八八六年五月一二日雑報。以下、「秋田日日新聞」は、「秋田日日」と略す。
- (14) 「官林松下ノ義二付山林局員へ照会」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五～六月、秋田県公文書館蔵、

九三〇一〇三一〇八三〇三、三。

(15) 「罹災救助費の統計」『秋田日日』一八八六年五月二九日  
雑報。

(16) 「秋田市街火災ニ付窮民救助方法ノ義諭達」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五ヶ月、秋田県公文書館蔵  
九三〇一〇三一〇八三〇三、六。

(17) 「罹災者一般ヘ」『秋田日日』一八八六年五月二〇日雑報。  
六〇四号、二〇一二、三六頁。

(18) 「倉地克直『生きる』の歴史学、その後」『日本史研究』  
六〇四号、二〇一二、三六頁。

(19) 「他を羨む勿れ」『秋田日日』一八八六年六月一〇日雑報。  
(20) 高田実「序章『福祉の複合体』の国際比較史」(同・中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房、二〇一二)七〇九頁。

(21) 「自力生存ノ道ヲ亡失スル勿レ」『秋田日日』一八八六年五月二二日論説。

(22) 「市街大火災ニ付諸物品高価セサル様告諭」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五ヶ月、秋田県公文書館蔵  
九三〇一〇三一〇八三〇三、二。

(23) 前掲「秋田町回録記事」(注11)。「諸職人へ物価騰貴セサル様説諭受書」『第一部庶務課事務簿』明治一九年五ヶ月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇三、一〇。

(24) 同前「秋田町回録記事」。

(25) 「木材払下の価額」『秋田日日』一八八六年五月二九日雑報。

(26) 「出願人の増加」『秋田日日』一八八六年六月三〇日雑報。

(27) 前掲「罹災後ノ情状委詳内務、大蔵、宮内、農商務四大臣へ上申」(注7)。

(28) 前掲北原「磐梯山噴火」(注2)二〇四〜二〇六頁。

(29) 「秋田市街罹災者救助義捐金配当精算書及受取証書添付南

秋田郡長ヨリ上申」『第一部庶務課事務簿』明治一九年一二月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八三〇四、一。「義捐金下賜」『秋田日日』一八八六年六月三〇日雑報。

(30) 前掲「罹災後ノ情状委詳内務、大蔵、宮内、農商務四大臣へ上申」(注7)。

(31) 「義捐金及び人名」『秋田日日』一八八六年五月四日雑報。

(32) 「救恤金額」『秋田日日』一八八六年五月五日雑報。

(33) 「秋田ノ大火並窮民救助(続稿)」『秋田日日』一八八六年五月六日論説。

(34) 「火職の怒りに触る勿れ」『秋田日日』一八八六年五月四日。  
(35) 「義捐金」『秋田日日』一八八六年五月一日雑報。「義捐金増額」同前六月三〇日雑報。

(36) 「義捐金」『秋田日日』一八八六年五月二七日附録。  
(37) 「秋田日日」で確認できるのは、七一〇人分・計四七六七円八四錢二厘である(「義捐金及び人名」『秋田日日』一八八六年五月四日雑報、「旧知事公の救恤」同前五月五日雑報、「救助金義捐」同前五月六日雑報、「義捐金」同前五月八日雑報、「義捐金」同前五月十一日雑報、「義捐金(承前)」同前五月十二日雑報、「義捐金(承前)」同前五月十三日雑報、「義捐金(承前)」同前五月十四日雑報、「義捐金」同前五月十六日附録、「義捐金」同前五月十八日附録、「義捐金」同前五月十九日附録、「義捐金」同前五月十九日附録、「義捐金増額」同前六月三〇日雑報)。「知事 青山貞外奏任官数名 秋田町火災ノ節罹災者へ金穀施与ニ付内務省へ上申」(『庶務課庶務部事務簿』明治一九年七〜十二月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三一〇八五六一、二三)では、二二人分・計一二三〇円であり、

明治期の都市火災と地域社会——地方都市秋田を事例として——(大川)

このうち『秋田日日』との重複は、一四人分・一一〇〇円である。なお、重複している田中玄文の寄付額には、三〇円の異同がみられるが、本稿の記述は、県公文書(二〇〇円)をもとにしている。

- (38) 「米薪炭の安売り」『秋田日日』一八八六年五月五日雑報。
- (39) 「其恵心嘉す可し」『秋田日日』一八八六年五月五日雑報。
- (40) 「質店の報酬」『秋田日日』一八八六年五月一日雑報。「報酬の延期」同前六月二日雑報。
- (41) 『秋田日日』一八八六年五月一日広告。
- (42) 前掲「質店の報酬」(注40)。
- (43) 「那波氏の救恤」『秋田日日』一八八六年五月二八日雑報。
- (44) 「知事 青山貞外奏任官数名 秋田町火災ノ節罹災者へ金穀施与ニ付内務省へ上申」『庶務課庶務部事務簿』明治一九年七月一二月、秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三—〇八五六一、一三。
- (45) 「火災余聞」『秋田日日』一八八六年五月八日雑報。
- (46) 同前「火災余聞」。
- (47) 「窮民移転」『秋田日日』一八八六年五月二日雑報。
- (48) 前掲「火災余聞」(注45)。
- (49) 「大工職人来集」『秋田日日』一八八六年五月二二日雑報。
- (50) 「庁下瑣事」『秋田日日』一八八六年五月二九日雑報。
- (51) 同前「庁下瑣事」。
- (52) 同前「庁下瑣事」。
- (53) 前掲「罹災後ノ情状委詳内務、大蔵、宮内、農商務四大臣へ上申」(注7)。
- (54) 「災余の状況に感して将来に望む所あり」『秋田日日』一八八六年七月四日論説。

(大川)

- (55) 「土族町の変遷」『秋田日日』一八八六年七月八日雑報。
- (56) 「火防組へ手当」『秋田日日』一八八六年五月八日雑報。「正誤」同前五月九日。
- (57) 前掲「那波氏の救恤」(注43)。
- (58) 「慈善の応報」『秋田日日』一八八六年五月四日雑報。
- (59) 庄司拓也「天保の飢饉下における感恩講の活動と財政」(秋田姓氏家系研究会編「あきた史記 歴史論考集5」秋田文化出版、二〇〇二)六〇〜六二頁。
- (60) 庄司拓也「久保田町における感恩講の設立—近世後期の町方における相互扶助の公共的制度化について—」(『秋田近代史研究』四〇号、一九九九)、青木美智男監修・庄司拓也校訂『近世社会福祉史料 秋田感恩講文書』(校倉書房、二〇〇〇)。なお、那波三郎右衛門祐生は、金森正也が指摘したように、秋田藩の藩政改革に積極的に呼応してその力量を示した町人だった(金森『藩政改革と地域社会—秋田藩の「寛政」と「天保」—清文堂出版、二〇一一)。祐生による感恩講設立とその動機については、こうした藩政改革における祐生の立場との関係からも論じられるべきである。この点をふくめた、一九世紀全体を視野におさめた生活危機をめぐる地域社会論については別稿を期したい。
- (61) 『出羽国秋田郡久保田町 那波家文書』(資料解題、秋田市立図書館明德館蔵)、「社会事業功労者表彰書類」大正九年以降(秋田県公文書館蔵、九三〇一〇三—一〇二五九)。
- (62) 大杉由香「秋田感恩講に関する一考察—過去の福祉NP〇から何をみるか—」(『東洋研究』一六九号、二〇〇八)など。
- (63) 前掲「社会事業功労者表彰書類」(注61)。

- (64) 大杉由香「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済―岡山・山梨・秋田を中心に―」『社会経済史学』(六〇巻)三号、一九九四) 五一頁。
- (65) 大杉由香「明治前期日本における公的扶助の実態―日本社会福祉史研究批判から―」(『経済学研究』東京大学、第三八号、一九九六) 四〇五頁。
- (66) 前掲『社会事業功労者表彰書類』(注61)。祐富の代の分家・那波亥之助に関する社会事業功労調の「社会的信用ノ厚薄」の項目より。
- (67) 「俵屋家事 秋田新聞『秋田市の今昔』記事」秋田市史編纂事務室、一九四二、秋田市立図書館明德館蔵。原紙の所在は、管見の限りでは確認できていない。なお、こうした新聞記事が一九一〇年代に報じられ、自治体史編纂の史料として四〇年代に収集され、自治体史におさめられて五〇年代に刊行されたこと自体も、「積善の家」と地域との関係や地域の歴史意識を考えるうえで示唆に富む。
- (68) 秋田市役所編『秋田市史』下(一九五一)二七四―二八一頁。
- (69) 前掲『秋田市史』第四卷近現代I 通史編(注5)、三八五頁。
- (70) 「秋田市の沿革を語る座談会」秋田市史編纂事務室一九三八、秋田市立図書館明德館蔵。
- (71) 前掲『秋田市史』第四卷近現代I 通史編(注5)、五〇〇頁。
- (72) 「二昨夜の大火」『秋田魁新報』一九〇五年五月一日雑報。
- (73) 「耐災方策を講すべし」『秋田時事』一九〇五年五月二二日論説。
- (74) 前掲「二昨夜の大火」(注72)。
- (75) 鈴木淳「町火消たちの近代 東京の消防史」(吉川弘文館、一九九九) 一六六―一六九頁。

史苑(第七三卷第二号)

- (76) 「那波氏の慈善」『秋田公論』一九〇五年五月一三日雑報。
- (77) 「何ぞ速かに賑救せさる」『秋田時事』一九〇五年五月二四日雑報。
- (78) 「本市富豪と罹災救助」『秋田魁新報』一九〇五年五月二四日雑報。
- (79) 新興の家をめぐる動向については、大会報告で示した論点の一つだったが、本稿では紙幅の都合で割愛している。別稿を期したい。
- (80) 「公論子的那波家に告ぐるを賛す(上)」『秋田魁新報』一九〇一年五月二二日論説、「公論子的那波家に告ぐるを賛す(下)」同前一九〇一年五月二三日論説。

(本学兼任講師)